

## 青森大学における科学研究費補助金等公的研究費の取扱い及び 研究倫理教育に関する職務分掌及び行動規範

- 1 青森大学科学研究費補助金等公的研究費取扱規程に定める公的研究費の取扱いに関する職務分掌は、下表のとおりとする。
- 2 職務分掌者は、自らの職務を誠実に履行するとともに、権限を越えた行為を行ってはならない。
- 3 職務分掌者は、管理監督の責任が果たされず、結果として不正を招いた場合には処分の対象となりうることを自覚し、職務を遂行しなければならない。
- 4 教職員は、公的研究費が税金をもって賄われていることを自覚しなければならない。

職 種	科学研究費補助金等の公的研究費関係
理 事 長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 理事会における最高管理責任者の報告を確認し、監事・役員等の意見に鑑み審議する</li> <li>・ 公的研究費の使用等に不正の事実が認定された教職員に対し懲戒等の措置を講じる</li> </ul>
学 長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 最高管理責任者として公的研究費の運営・管理・研究倫理教育に関し統括する</li> </ul>
付属総合研究所長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公的研究費の運営・管理・研究倫理教育に関し、最高管理責任者である学長を補佐し、また不正防止計画推進部署長として不正防止計画を推進すると共に研究倫理教育の企画・改善などを審議する</li> </ul>
学 部 長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公的研究費に関するコンプライアンス・研究倫理教育を推進するための責任者</li> </ul>
学 科 長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公的研究費に関するコンプライアンス・研究倫理教育を推進するため、学科内での状況を把握し、学部長を補佐する</li> </ul>
経 営 戦 略 局 長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公的研究費の運営・管理・研究倫理教育に関して学長を補佐し、実質的な責任と権限を有する統括管理責任者としての統括</li> <li>・ 公的研究費の取り扱いに関する内部監査</li> <li>・ 公的研究費を預託する銀行への届け出印の管理</li> <li>・ 公的研究費の事務処理（発注・検収・支払・物品管理などの会計関係、旅行命令・依頼などの出張関係、採用・兼業などの人事関係など）に関する業務</li> <li>・ 公的研究費に関する大学内外からの不正通報（受付）の窓口</li> <li>・ 公的研究費に関するコンプライアンス・研究倫理教育を推進するための責任者</li> </ul>
経 営 戦 略 局 次 長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公的研究費に関するコンプライアンス・研究倫理教育を推進するため、経営戦略局内での状況を把握し、経営戦略局長を補佐する</li> </ul>
総 務 課 長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 研究担当者へ研究支援を行う非常勤雇用者の出勤簿及び勤務時間の管理</li> <li>・ 公的研究費の取り扱いについて相談を受けることに関する事務</li> <li>・ 銀行に預託した公的研究費の管理</li> <li>・ 公的研究費の支払いに係る銀行振り込み及び臨時的雇用者に対する賃金の現金による支給</li> <li>・ 5万円以上の物品購入等の見積書の徴取、購入備品等の業者への発注及び納入等の確認事務</li> </ul>
研 究 推 進 ・ 社 会 連 携 課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公的研究費の応募申請に関する事務</li> </ul>
研 究 担 当 者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 5万円以下の物品購入等の見積書の徴取、10万円以下の購入備品等の業者への発注</li> <li>※研究担当者が上記の行為を行った場合は、契約に係る書類を添えて総務課長に速やかに報告するとともに納入物品等の検品を受けなければならない</li> </ul>

5 この規範の改廃は、学長が行う。

附 則

この規範は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規範は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規範は、令和 4 年 3 月 16 日から施行する。

附 則

この規範は、令和 5 年 3 月 29 日から施行する。